

長期所得補償保険

〈団体長期障害所得補償保険〉

【保険期間】
2023年8月1日
午前0時から1年間*
保険料の払込方法:2023年8月以降
毎月給与控除されます。
※募集要領をご参照ください。

業務外の病気やケガが原因で全く働けない状況となり、
連続した休職期間が180日を超えた場合に保険金をお受け取りいただけます。

お知らせ

●2023年度は1口あたりの月払保険料を「527円(←前年度は439円)」に
変更(引き上げ)させていただきます。

【変更理由】損害率が悪化し、1口あたりの保険料が引き上げとなりました。

【ご注意】前年同様の口数で自動継続される方についても2023年8月控除より改定後の保険料が適用されます。

長期所得補償保険 おすすめのポイント

- パナソニックグループならではの約53%の割引率を適用!
1口あたりの月払保険料527円で毎月5万円をお受け取りいただけます!
- 保険金お支払いの原因となった病気やケガが原因で退職されても
病気やケガで働けない状況が続く限り
最長60才まで続けて保険金をお受け取りいただけます!
保険金は免責期間経過後の「60才到達日まで」または「3年間」のいずれか長い方の期間
お受け取りいただけます。
- 免責期間180日経過後に一部復職された場合でも、病気やケガで働けない状況が
継続し、所得が健康時の80%未満であれば補償の対象となります。
- 精神障害による就業障害も補償します!
パナソニックグループならではの精神障害補償は最長5年間補償します。

⚠ 業務上の身体障害による就業障害については保険金お支払いの対象外となります。

『自分は健康!病気やケガで会社を長期間休むことはない!?!』

⇒実際、加入者の約210人に1人*に
保険金をお受け取りいただいています!

病気やケガのリスクは年齢・性別に関係なく、いつでも
あなたの身近に存在しています。長引けば治療費など
の支出は増加し、反対に会社を休む事で所得(収入)は
減少していきます。治療費は医療保険でカバーでき
ますが、生活にかかる費用への備えはできていますか?



生活費に困る前に“長期所得補償保険”に加入し
毎月の保険金で補填できるように備えましょう!!

*2020年12月1日～1年間の就業
障害発生、保険金お支払い実績より

	ケガ					介護	病気				賠償責任		所得補償	
	死亡	後遺障害	手術	入院	通院	一時金	死亡	手術	入院	通院	第三者への賠償責任	受託物	連続した休職期間*が180日以下	連続した休職期間*が180日超
長期所得補償保険	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○

※連続した休職期間とは、免責期間中に一度も勤務(在宅勤務を含む)されていないことをいいます。

募集要領

■保険期間

2023年8月1日午前0時から2024年8月1日 午後4時までの1年間

※ただし、翌年度も引き続きご加入の場合、本加入内容の適用は2024年7月31日午後12時までとし、翌日午前0時から翌年加入内容での適用となります。

■保険料の払込方法

2023年8月から、毎月給与控除されます。

〈税法上の取扱い〉(2023年1月現在)

払い込んでいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■加入資格者および被保険者(補償の対象者)となる方

パナソニックホールディングス株式会社およびパナソニックホールディングス株式会社の関係会社の役員、社員、常勤嘱託*、雇員、定時社員である60才未満の方(2023年8月1日現在)に限りです。

※個別の契約に基づきます。

■自動継続方式

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年度のご加入の内容に応じた口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

ご注意

- カフェポイントは定時申請期間にWEB申請が必要です。
(前年ポイントは継続されません。) ※詳細はP's Cafeメニューにてご確認ください。
- すでにご加入されている方で、2023年8月1日現在の満年齢が60才の方は手続きの有無にかかわらず「自動解約」となります。(保険期間中に誕生日を迎えられる場合は、継続可能です。※ただし、最終給与控除月の翌月1日24時で補償は終了となります。)

生活サポートサービスのご案内 (本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。)

長期所得補償保険にご加入者とその同居のご家族向け
専用サービスです。日常生活に役立つさまざまなサービス
を電話にてご利用いただけます。

専用ダイヤル

0120-665-880

健康・医療



年中無休24時間対応
(メンタルヘルス相談以外)
医師相談は一部予約制

- 健康・医療相談
- 医療機関総合情報提供
- 診断サポートサービス
(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)
- 三大疾病セカンドオピニオン/情報提供
- 女性医師情報提供、女性医師相談
- メンタルヘルス相談*
(平日9:00～21:00、土曜日10:00～18:00)
※長期所得補償保険の加入者ご本人のみが利用いただけます。

認知症・行方不明時の
対応相談
年中無休24時間対応

- 認知症に関する情報提供と悩み相談
- 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

介護



年中無休
24時間対応

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談
- 公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

暮らしの相談

平日14:00～17:00

- 暮らしのトラブル相談(法律相談)
- 暮らしの税務相談(弁護士税理士との相談は予約制)
お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となります。また、引受保険会社の保険に關連するご相談は、代理店・被保者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・
紹介サービス
平日10:00～17:00

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供(冠婚葬祭、ボランティア情報)
- 安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

●平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金を行います。 ●お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。
●海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。 ●本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■健康状況の告知について 必ずお読みください

●健康状況告知書で記入(入力)のご案内

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知欄」にご記入(入力)ください。加入申込票にはEPOCH申込画面を含みます。

(継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続していただく場合には、あらためて健康状況を告知していただく必要はありません。)

(*)支払基礎所得額の増額(加入口数の増加)等、補償を拡大することをいいます。

1.健康状況告知の重要性

健康状況について告知していただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

2.正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知欄」の質問事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3.書面(またはEPOCH申込画面)によるご回答のお願い

- パナソニック保険サービス株式会社には告知受領権があり、パナソニック保険サービス株式会社に對して告知していただいた事項は、引受保険会社に告知していただいたものとなります。
- パナソニック保険サービス株式会社への口頭によるご回答では、健康状況を告知していただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知欄」へのご記入(入力)にてご回答いただきますようお願いします。

4.「健康状況告知欄」の質問事項に該当される場合

「健康状況告知欄」の質問事項に該当された場合、新規ご加入や加入口数の増加はできません。

5.現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知欄」の質問事項にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入ができません。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6.保険期間の開始前の発病等の取扱い

ご加入をお引受した場合でも、加入日(この保険契約の初年度契約および継続契約を通じて初めてこの保険契約の被保険者となった日をいいます。ただし、脱退後、再加入した被保険者については直近の再加入日をいうものとします。以下同様とします。)後12か月以内に生じた就業障害について、その就業障害の原因となった身体障害に対し、当該被保険者が加入日前12か月以内に、医師等の治療・診察(経過観察のための診察を含みます)・診断を受けていたとき、または、医師等の指示により治療のために服薬をしていたとき、あるいは、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いしません。

7.その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- 「健康状況告知欄」の質問事項にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

1.健康状況の確認:

新規ご加入および増口される場合は、下記「健康状況告知欄」の質問事項をご確認いただき、EPOCH申込画面または加入申込票の健康状況告知欄にてご回答のうえお申込みください。《健康状況告知欄》の質問事項の「はい」に該当する方は、新規ご加入や増口ができませんので予めご了承ください。

質問1

最近1か月以内に、下記の「疾病・症状一覧」記載の病気により、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。

質問2

次のいずれかに該当しますか。
①過去3年以内に、下記「疾病・症状一覧」記載の病気により、初診から終診^(注1)まで通算14日以上にわたり 医師の診察・検査・治療・投薬を受けたこと、または休養していたことがある。
②これまでに、医師に悪性新生物(がん)^(注2)と診察されたことがある。

(注1)終診とは、医師から次回通院、入院、手術、再検査や投薬等の指示をされなくなったことをいいます。(治療の必要はないが、定期的に経過観察(診察・検査)の必要があると医師から指示を受けている状態は、終診には該当しません。)

(注2)上皮内新生物を含みます。

★医師の診察・検査・治療・投薬を受けた疾病・症状名が下記の「疾病・症状一覧」記載の病気に該当するか否か判明しない場合、疾病・症状名が判明するまではお引受を見合わせさせていただきます。

疾病・症状一覧

循環器系等の疾患	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
消化器系の疾患	肝硬変
呼吸器系の疾患	気管支喘息※、喘息性気管支炎 ※小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。
泌尿器・生殖器系の疾患	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)
内分泌系の疾患	糖尿病・高血糖症
血液・造血管系の疾患	白血病、悪性リンパ腫
感染・寄生虫症	結核(腎結核を除きます。)
神経・感覚器系の疾患	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、筋ジストロフィー症
筋・骨格系の疾患	脊椎カリエス、膠原病※ ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎、皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結核組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャグ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。
新生物	悪性新生物(がん)※ ※上皮内新生物を含みます。
精神障害	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害※ ¹ 、ストレス関連障害※ ² 、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害 ※ ¹ 不安障害を含みます。 ※ ² パニック障害、適応障害を含みます。

2.医師の診断:

ご加入に際しては、医師の診査は不要ですが、保険金請求時には必要となります。

■ 保険金額と保険料<1口あたり>

●保険金額(月額): 5万円

●保険料(月払): **527円**

保険料は年齢・性別・業種を問わず同一です。(パナソニックグループの契約内容、損害率等に基づいて保険料を算出しております。)

●加入限度口数: 所得の平均月額(過去1年間の所得÷12)÷5万円(小数点以下切捨)
ただし最大10口が限度となります。

(ご注意)

お支払いする保険金は、就業障害が発生したときの直前1年の所得の平均月額が限度となります。加入口数の決定にあたっては公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、所得の平均月額を超えないようご注意ください。

■ 保険料の計算方法

あなたにとって必要な加入口数(金額)と保険料を計算してください!

1 必要な加入口数 毎月かかる費用を確認しましょう!

STEP 1 住居費(住宅ローン・家賃等)..... ① 万円
生活費(食費・光熱水道費・通信費等)..... ② 万円
教育費(学費・仕送り等)..... ③ 万円
その他(保険・各種ローン等)..... ④ 万円

STEP 2 毎月かかる費用(上記①～④の合計)..... ⑤ 万円

STEP 3 必要な加入口数... ⑤ 万円 ÷ 5万円 = ⑥ 口
(小数点以下切捨)

2 加入口数の限度 加入できる口数の上限を確認しましょう!

STEP 1 過去1年間の所得は... ⑦ 万円 所得は「源泉徴収票の支払金額欄」または「給与明細」を参考

STEP 2 所得の平均月額は... ⑦ 万円 ÷ 12か月 = ⑧ 万円

STEP 3 加入口数の限度は... ⑧ 万円 ÷ 5万円 = ⑨ 口
(小数点以下切捨)

3 月払保険料 毎月給与控除される保険料を計算しましょう!

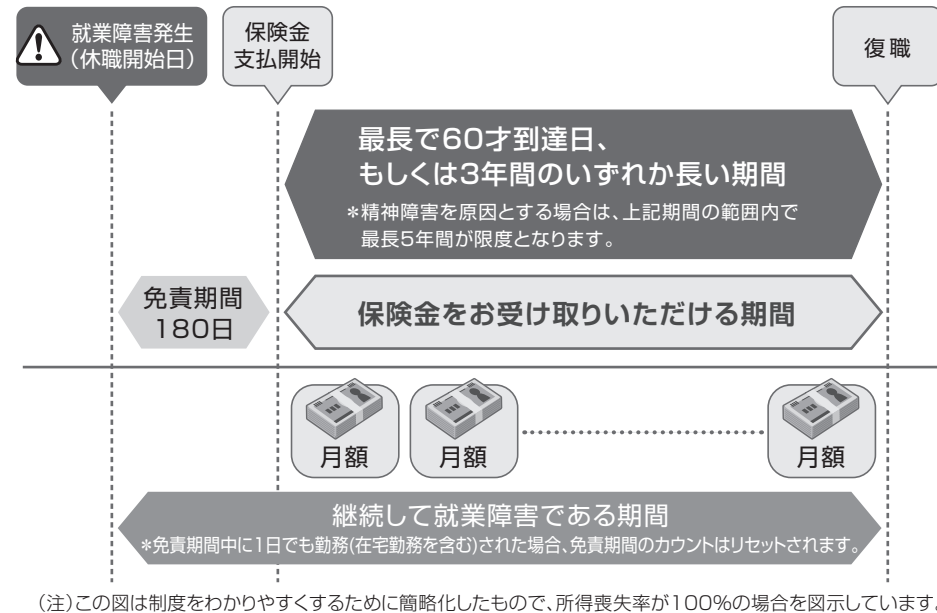
月払保険料... 加入口数 口 × 527円 = 円

⑨加入口数限度内であれば、加入口数は1口～10口まで
ご自由に設定できます!

*加入限度口数の(ご注意)についてご確認のうえで、必要な口数をご設定ください。



保険金お受け取りイメージ図



こんな給付を受けている場合は?

- 休職手当や健康保険傷病手当等の給付を受けている
- 障害年金等の公的給付を受けている



いずれの場合も給付の有無や金額にかかわらず、**保険金をお受け取りいただけます。**

*業務上の事由または通勤により被ったケガおよび業務上の病気が原因の場合は、保険金お支払いの対象外となります。

*同種の補償に加入されている場合、お支払限度額を超えた部分はいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない可能性があります。

免責期間180日以内に退職した場合は?



就業障害発生日に保険に加入されていれば、**保険金をお受け取りいただけます。** 免責期間中に退職され保険料の給与控除が終了していても、保険金お支払いの条件を満たしている状況が続く限り最長で60才到達日、もしくは3年間のいずれか長い方の期間*、保険金をお受け取りいただけます。

*精神障害を原因とする場合は、上記期間の範囲内で最長5年が限度となります。

現在59才、継続するメリットはありますか?



はい。

退職までに就業障害が発生し、退職後に、免責期間180日を超える場合は、60才を迎えても保険金お支払いの条件を満たしている状況が続く限り、最長3年間 **保険金をお受け取りいただけます。**



ご加入時に

Q1 現在、糖尿病でインシュリン投与の治療を受けていますが加入できますか？

A1 できません。健康状況告知欄の質問事項の「はい」に該当される方は、加入することができません。

Q2 継続時は健康状況告知が必要ですか？

A2 いいえ、増口がなければ必要ありません。健康なうちのご加入をおすすめいたします。

Q3 将来、保険金額を増額することはできますか？

A3 できます。次年度以降の一斉募集時に加入口数を増口することができます。
ただし、増口時に2ページ健康状況告知欄の質問事項の「はい」に該当される方は、増口はできません。(従前の保険金額による継続は可能です。)

Q4 2年前から既に告知対象の病気にかかっていますが、この1年間は1週間しか通院していません。加入できますか？

A4 できません。告知対象の病気については、通院回数や通院期間に関わらず、過去3年以内に通算14日以上の治療期間(完治までの期間をいい、経過観察期間を含みます。)がある場合には加入することはできません。

保険金に関して

Q1 いつまで保険金を受け取ることができますか？

A1 60才到達日まで、もしくは3年間のいずれか長い方で、たとえば、次のいずれかに該当するまで保険金を受け取ることができます。(下記Q3も併せてご覧ください。)

- 死亡するまで
- 完全に復帰できる状態になるまで
- 所得が健康時の80%以上になるまで

Q2 退職しても保険金を受け取ることができますか？

A2 はい。退職しても就業障害の状態により、保険金のお支払対象となる限り、保険金を受け取ることができます。

Q3 精神障害でも保険金を受け取ることができますか？

A3 はい。免責期間180日を超えて就業障害が継続した場合、最大5年間(ただし、Q1のてん補期間を超えないものとします。)保険金を受け取ることができます。ただし、認知症やアルコール依存による精神障害等一部補償の対象とならない場合があります。

Q4 会社から休職手当が給付されている期間中は、保険金は支払われないのですか？

A4 いいえ、会社からの休職手当や健康保険からの傷病手当金、障害年金などの公的給付とは別に保険金をお支払いいたします。傷害保険・介護保険・各種生命保険とも別に保険金をお支払いいたします。

Q5 身体障害の回復状況はどのように判断されるのですか？

A5 健康状況について、被保険者が保険会社へ継続的に報告(医師の診断書)することによって判断されます。

Q6 一部復職とはどのような状態ですか？

一部復職した場合、保険金はいくら受け取れるのでしょうか。

A6 一部復職とは、身体障害が残ったまま職場に復帰または転職し、働くことに支障がある状態です。

【例】 条件：健康時の所得(所得×1/12):50万円
回復後の所得(所得×1/12):30万円
加入保険金額:月額20万円(4口)の場合
受取保険金:1か月につき8万円*

*20万円×{1-30万円(回復後所得)÷50万円(健康時所得)}=8万円

Q7 所得が減少したことは、どのように確認するのですか？

A7 源泉徴収票や給与明細書で確認いたします。

Q8 保険金をどのように受け取ることができますか？

A8 保険金は、補償対象期間中、原則、毎月お支払いいたします。

Q9 業務上の災害は保険金を受け取ることができますか？

A9 いいえ、できません。通勤災害や業務上の疾病も対象になりません。

Q10 6ページ「保険金をお支払いしない主な場合」に記載の「通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたとき」とは、どのような場合ですか？

A10 過去の定期検診や人間ドックにて医師から要治療等の指示を受けていた場合をいいます。

Q11 うつ病を発症し就業障害となり、保険金を受け取りました。その後、無事復帰できましたが、復帰後6か月以内に、再びうつ病を発症し就業障害となっていました。この就業障害は保険金の支払い対象となりますか？

A11 はい、なります。はじめの就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内の就業障害の場合は、はじめの就業障害と同一の就業障害とみなしますので、免責期間180日を待つことなく、保険金支払いが可能となります。ただし、この場合、同一の就業障害ですので、はじめの就業障害から最長5年間の補償となります(Q3も参照ください)。
ただし、復職後(含む一部復職)6か月以上、給与が就業障害前と同じか就業障害前の80%以上の状態が継続し、その後同じ病気就業障害となった場合は、別の就業障害とみなしますので、免責180日が適用されます。

Q12 住所が変更となりました。何か手続きは必要ですか？

A12 長期所得補償保険は住所の登録がない福祉制度のため、住所変更のお手続きは必要ありません。

■ お支払いする保険金 ※印を付した用語については、6ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約等の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約等）をご参照ください。
（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）は保険契約者が保管しています。

普通保険約款の補償内容	（ご注意）被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。 補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。 補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否を判断のうえ、加入してください。 （*）複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
-------------	---

- 1.被保険者（補償の対象となる方）が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に普通保険約款等の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2.被保険者は制度説明書に規定された方となります。
3.保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
団体長期障害所得補償保険金	身体障害*により、就業障害*が180日を超えて続いた場合 （180日経過後に一部復職したが、所得*が80%未満の場合を含む）	てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 <u>支払基礎所得額* × 所得喪失率* × 約定給付率*（100%）</u> （注1）お支払いする保険金の額は、てん補期間*中の就業障害である期間1か月について、最高保険金支払月額*（50万円）を限度とします。 （注2）てん補期間は60才に達する日まで、または3年間のいずれか長い期間を限度とします。（精神障害の場合は左記を超えない範囲で最大5年間を限度とします。） （注3）支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額*を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 （注4）てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 （注5）同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。この場合、新たに免責期間およびてん補期間は適用しません。ただし、6か月を経過後、再び就業障害になった場合は、新たに免責期間およびてん補期間が適用されます。 （注6）保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*（*）の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*（*） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*（*）を限度とします。 （*）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。

- 「天災危険補償特約」がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害*の場合も、保険金をお支払いします。
●「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害*についても保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払期間は下記「保険金支払限度期間（てん補期間）」をご参照ください。
お支払いの対象となる「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目*中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そう）病、うつ病等）を原因として発生した就業障害です。
（1）F04～F09、（2）F20～F51、（3）F53～F54、（4）F59～F63、（5）F68～F69、（6）F84～F89、（7）F91～F92、（8）F95、（9）F99
*分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。
●女性の被保険者には「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされているため、妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害により就業障害*となった場合についても保険金をお支払いします。

■ 保険金支払限度期間（てん補期間）

- （1）就業障害となり、180日を超えて60才到達日*まで、もしくは3年間のいずれか長い方（60才の到達日*もしくは3年間のいずれか長い方をもってお支払いは終了します。）※60才の誕生日の前日をいいます。
（2）就業障害のうち、精神障害を原因とする場合は、180日を超えて最長5年間。ただし、（1）のてん補期間を超えないものとします。

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害 所得補償保険金	(1)新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害*になった場合、就業障害の原因となった身体障害*について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害 ^(※1) ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑦むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害 ^(※2) ⑧被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑨被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害(5ページ記載のお支払い対象となる精神障害を除きます) ⑩発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害 ^(※3) (※1)テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (※2)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (※3)病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 など

■ 補償条件に関する主な特約

特約名	概要
業務上の身体障害 対象外特約	業務上の身体障害による就業障害*については保険金お支払いの対象外とする特約です。 (注)「業務上の身体障害」とは、業務上の事由または通勤により被ったケガおよび業務上の病気 ^(※) による身体障害をいいます。 (※)業務上の事由により被った病気であって、労働者災害補償保険法等に定める保険給付または補償の支給決定が行われたものをいいます。

■ ※印の用語のご説明

回復所得額	免責期間*開始以降に業務に復帰して得た所得*の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる金額(50万円)をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{1}{1}$ 口あたり保険金額 × 加入口数 によって算出した額となります。
就業障害	被保険者が身体障害*を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している状態をいいます。てん補期間*開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*が20%超であることをいいます。免責期間*中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害*となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
所得喪失率	次の算式によって算出された割合をいいます。 $\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間*終了日の翌日から起算した各月における回復所得額*}}{\text{免責期間*開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ ただし、所得*の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害*の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。
身体障害	傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間*終了日の翌日からその日を含めて60才に達する日まで、または3年間のいずれか長い期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされているため、この特約による保険金のお支払いは、保険金支払限度期間(5ページ)にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「5年間」が限度です。ただし、保険金支払限度期間(5ページの(1))を超えないものとします。
平均月間所得額	被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12か月について、右記のとおり計算した額をいいます。 ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。 $\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額}^{(※1)}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{(※2)})}{12(\text{か月})}$ (※1) 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。 (※2) 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
免責期間	保険金をお支払いしない就業障害*が継続する期間(180日)をいいます。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる率(100%)をいいます。

長期所得補償保険について

〈団体長期障害所得補償保険〉

■加入申込票等の記載(入力)事項について

- 加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合または保険会社からの特段のご案内がない場合、保険契約者である団体は前年ご加入の内容に応じた口数で保険会社に保険契約を申し込みますので今回の募集においては前年同様の口数での自動継続加入の取扱いとします。保険事故の内容や年齢等により保険会社より加入をお断りすることがありますので、来年度以降の保険募集の案内をよくご確認ください。
- ご加入後に記載(入力)事項の変更が生じる場合には、事前にパナソニック保険サービス株式会社にご連絡ください。ご通知がないときは、保険金をお支払いしないことがあります。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ご加入の内容につきましては、「わたしの保険手帳」「EPOCHシステム」の福祉申込画面、もしくは給与明細の福祉制度加入状況にてご確認ください。

■中途脱退

下記の場合、中途脱退ができます。(自動的に脱退となります。)

- 退職をした場合。

(注)長期所得補償保険は在職中の制度であり、退職した場合は脱退となります。

脱退日は原則、最終給与控除月の翌月1日24時となります。

■割引率について

団体割引(30%)、経験損害率による割引(33%)を乗算で適用しています。

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増率が適用されます。

■保険金をお支払いする場合に該当したとき

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

〈保険金支払いの履行期〉

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

(*1)	保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
(*2)	保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
(*3)	必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

〈柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合〉

- 就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

〈保険金のご請求時にご提出いただく書類〉

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書　・他から支払われる保険金・給付金等の額を確認する書類
 - ・休業・所得証明書
 - ・所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等)
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

〈代理請求人について〉

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*)法律上の配偶者に限ります。

■保険金を請求する場合

180日を超えて業務に従事できない見込みの場合は、速やかに病気やケガの状況について、事業場人事福祉担当部門を経由して、パナソニック保険サービス株式会社にご連絡ください。請求の際の必要書類等についてご案内いたします。なお、保険金をお支払いする事故が生じた場合、お支払いの内容により、継続契約のお引き受けをお断りしたり、お引き受けの条件を制限させていただくことがあります。

■業務復帰に関してのご注意

- 被保険者は、就業障害になった場合は、所得の喪失の発生および拡大の防止のため業務復帰に努めなければなりません。
- 引受保険会社は、被保険者が就業障害の状態になった場合には、保険契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。
- 引受保険会社は、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用を支払います。

■保険契約者

この保険は、パナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

この保険はパナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。

■ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入（入力）いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

①保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の可否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）
- 保険金額（ご契約金額）
- 保険期間（保険のご契約期間）
- 保険料・保険料払込方法

②加入申込票への記載・記入（入力）の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入（入力）いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入（入力）の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

●加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入（入力）いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入（入力）ください。

*ご記入（入力）いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

●加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入（入力）されていますか？

* ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。
上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

●支払基礎所得額（ご契約金額）は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の範囲内となるような口数でお申込みされていますか？

●被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知欄」に正しくご記入（入力）いただいていますか？

③次のいずれかに該当する場合にはEPOCH入力または「加入申込票」のご提出が必要です。ご確認ください。

●この保険制度に新規加入される場合

●既にご加入の内容を変更してご継続される場合（補償内容の変更など）

●既にご加入されているがご継続されない場合

■引受保険会社

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は三井住友海上火災保険株式会社（幹事保険会社）、東京海上日動火災保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社となります。なお、引受割合についてはパナソニック保険サービス株式会社にお問い合わせください。

■補償の重複

この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体長期障害所得補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

長期所得補償保険〈団体長期障害所得補償保険〉 重要事項のご説明

契約概要のご説明

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点についてはパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者がパナソニック保険サービス株式会社または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	パナソニックホールディングス株式会社およびパナソニックホールディングス株式会社の関係会社の役員、社員、常勤嘱託、雇員、定時社員である60才未満の方(2023年8月1日現在)※
被保険者の範囲	加入申込票の被保険者欄に記載の方

※現在、お働きになっている方で健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は本パンフレットのとおりで。詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)とお支払いする保険金の額

本パンフレット(5～6ページ)をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

本パンフレット(5～6ページ)をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

本パンフレット(5～6ページ)をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約等に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票および本パンフレット(1ページ)の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、本パンフレット(3ページ)の保険金額欄および加入申込票等にてご確認ください。また口数につきましては、平均月間所得額の範囲内でお決めください。詳しくはパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、前記のとおりの口数を設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2.保険料

保険料は年齢・性別を問わず同一です。お客さまが実際にお払込みいただく保険料につきましては、加入申込票および本パンフレット(3ページ)にてご確認ください。

3.保険料の払込方法について

本パンフレット(1ページ)をご参照ください。

4.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

この保険は、ご加入の脱退(解約)に際して解約返れい金は発生しません。始期日から脱退(解約)日までの期間に応じてお払込みしていただくべき保険料のお払込み状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者がパナソニック保険サービス株式会社または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、パナソニック保険サービス株式会社または社員と契約され有効に成立したご契約につきましても、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1.ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険はパナソニックホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であることから、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回またはご加入の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

2.告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、パナソニック保険サービス株式会社には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。EPOCH申込画面または加入申込票の記入(入力)内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等(*)に関する情報
(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」、「年令」、「性別」
- ③被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

- ・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書健康状況告知欄」に、必ず被保険者本人で自身でご記入(入力)のうえ、「健康状況告知書健康状況告知欄」にご署名(入力)ください。
- ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・この保険契約の被保険者に加入日(この保険契約の初年度契約および継続契約を通じて初めてこの保険契約の被保険者となった日をいいます。ただし、脱退後、再加入した被保険者については直近の再加入日をいうものとします。以下同様とします。)後12か月以内に生じた就業障害について、その就業障害の原因となった身体障害に対し、当該被保険者が加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察(経過観察のための診察を含みます。)、診断を受けていたとき、または医師等の指示により治療のために服薬をしていたとき、あるいは、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いしません。

(2)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご記入(入力)ください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。)をいいます。

- 保険金の受取人は、被保険者となります。
 - ご加入後、お申込人の氏名などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないことになります。
 - ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。
 - 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
- (*)保険契約…その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の要否をご判断のうえ、ご加入ください。

(注)1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主なご契約〉

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険 所得補償保険

3.補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、本パンフレット(1ページ)記載の方法によりお払込みください。本パンフレット(1ページ)記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4.保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

本パンフレット(5～6ページ)をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目等に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

5.保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、本パンフレット(1ページ)記載の方法によりお払込みください。本パンフレット(1ページ)記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除することがあります。

6.失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細はパナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社にお問い合わせください。

7.解約と解約返れい金

この保険は、一斉募集期間中、退職をした場合を除き、原則として中途脱退(解約)はできません。ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、パナソニック保険サービス株式会社または引受保険会社に速やかにお申出ください。

また、この保険は、ご加入の脱退(解約)に際して解約返れい金は発生しません。始期日から脱退(解約)日までの期間に応じてお払込みしていただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。追加で請求したに関わらず、そのお払込みがない場合は、ご加入を解除することがあります。

8.保険会社破綻時等の取扱い

〈経営破綻した場合等の保険契約者等の保護について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

本パンフレット(12ページ)をご参照ください。

10.「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となる場合があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1)現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金はお払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2)新たな契約(団体長期障害所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

- ①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受できない場合があります。
- ②新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料(*)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
(*)保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代 理 店】 パナソニック保険サービス株式会社

住 所 〒571-0057

大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階

TEL:0570-087-115 eメール:pisj_hoken@ml.jp.panasonic.com

営業時間 :平日 9時～17時30分(土・日・祝日・長期休暇等、当社休業日は除く)

社会情勢・行政からの要請等により、営業時間が変更になる場合がございますのでご了承願います。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なくパナソニック保険サービス株式会社または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」 0120-258-189(無料)

事故はいち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

- ・受付時間[平日 9時15分～17時(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社とパナソニック保険サービス株式会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【引受保険会社】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

【パナソニック保険サービス】

パナソニック保険サービス株式会社（以下、「当社」）は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう、従業員等への教育・指導を徹底し、適正な取扱いに取組んでまいります。また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

お客さまにおかれましては、下記にご同意のうえ、保険申込みや各種お問い合わせ、あるいはアンケート等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 個人情報取扱事業者名

パナソニック保険サービス株式会社 代表取締役社長 小林 紀明
大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階

2. 個人情報保護管理者

情報システム部 部長 長谷川 裕之

3. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法、かつ、公正な手段により個人情報を取得します。なお、電話応対時において、お問い合わせ内容などの正確な把握や電話応対品質向上のために、通話を録音させていただく場合があります。

4. 個人情報の利用目的

〔保険代理店業務に関する情報〕

当社は、下表の損害保険会社、生命保険会社および少額短期保険業者（以下、「各社」）から業務の委託を受けた代理店であり、取得した個人情報を当該業務の遂行に必要な範囲で利用します。また、各社の商品およびこれらに付帯・関連するサービスのご提供のために利用させていただくことがあります。

損害保険会社	生命保険会社	少額短期保険業者
- 三井住友海上火災保険株式会社 - 東京海上日動火災保険株式会社 - 損害保険ジャパン株式会社 - あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 - セコム損害保険株式会社 - 共栄火災海上保険株式会社 - AIG損害保険株式会社 - セゾン自動車火災保険株式会社 - アクサ損害保険株式会社	- 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 - 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 - SOMPOひまわり生命保険株式会社 - アフラック生命保険株式会社	- SBI日本少額短期保険株式会社 - ジャパン少額短期保険株式会社 - 株式会社justInCase - 東京海上ミレア少額短期保険株式会社 - 東京海上ウエスト少額短期保険株式会社 - Mysurance株式会社

各社の個人情報の利用目的は、各社のホームページに記載しております。

〔通話録音に関する情報〕

(1) お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認、ならびにご案内、資料発送等を正確に行うためのご連絡先の確認に利用します。

(2) 電話応対を含む業務品質向上に向けた研修やデータ分析の実施等に利用します。

〔お問い合わせに関する情報〕

お問い合わせに対するご回答に利用します。

以上の範囲で利用し、その他の目的に利用することはありません。上記の利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に対し、原則として書面等によりご通知し、又はホームページへの掲載などの方法により公表します。

5. 個人データの第三者への提供

当社は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(4) 合併その他の理由による事業の承継に伴い、個人情報を提供する場合

(5) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(6) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

また、個人データを第三者に提供した場合、あるいは第三者から取得した場合、法令等で定める場合を除き、提供・取得経緯等の確認を行うとともに、提供先・提供者の氏名等、法令で定める事項を記録し、保管します。

6. 個人情報の委託

当社は、取得した個人情報の取扱いの全部又は一部を、前記「4. 個人情報の利用目的」に必要な範囲において委託することがあります。この場合においても、個人情報保護の体制を整備した委託先を選定し適切な管理をいたします。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、個人情報保護法第2条の3に定める要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報（以下、「センシティブ情報」）を個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

8. 安全管理のために講じた措置

当社は、取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱い規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

9. 個人情報の開示、訂正等のご請求

当社の開示対象個人情報に関する開示、訂正等又は利用停止等に関するご請求につきましては、当社が適切に対応いたします。保険会社等からの委託業務に関わる個人情報につきましては委託元に、団体等に帰属する個人情報につきましては帰属元にお取り扱いいたします。また、当社の開示対象個人情報とは、採用応募に関する個人データ、安全運転講習会のアンケート等です。なお、開示等の請求等の申出先、様式、請求等の方法、手数料等については、次のURLを参照してください。(<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info05.php>)

10. 個人情報提供の任意性

当社への個人情報の提供はあくまで任意です。ただし、個人情報の提供をいただけない場合は、前記「4. 個人情報の利用目的」に記載の業務が当社ではできなくなりますのでご注意ください。

11. 当社に対するご照会、ご相談および苦情について

下記窓口にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ ご相談・苦情窓口	パナソニック保険サービス株式会社 CS部 〒571-0057 大阪府門真市元町22番6号 Panasonic XC KADOMA 3階 TEL : 06-6906-4573 eメール : pisj_cs@ml.jp.panasonic.com 営業時間：平日 9時～17時30分（土・日・祝日・長期休暇を除く）
--------------------	--

当社の個人情報の取扱いに関する詳細については、次のURLを参照してください。

(<https://panasonic.co.jp/pisj/info/info04.php>)



改定日：
2022年10月1日